

手当や医療費助成の手続きはお済みですか



市内在住の方で、乳幼児、児童、ひとり親、障がい児などの各要件にあてはまる方は、申請により、手当や医療費の助成が受けられます(所得の制限で該当しない場合もあります)。現在受給している方は、市から送付する現況届を提出してください。

医療費助成制度・児童手当

乳幼児医療費助成制度

対象：就学前の乳幼児を養育している、各種健康保険に入っている方
内容：医療機関で支払う対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成
義務教育就学児医療費助成制度

対象：小学校1年生から中学校3年生の児童を養育している、各種健康保険に加入している方
内容：入院、調剤、訪問看護の保険診療に係る医療費の自己負担分なし
* 通院(柔道整復などの施術を含む)に係る医療費(通院1回あたり)の自己負担分は、200円が上限
児童手当
対象：中学校3年生修了前(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方
手当額
* 0歳~3歳未満(一律)：月額1万5000円

額1万5000円
* 3歳~小学校修了前(第1子・第2子)：月額1万円
* 3歳~小学校修了前(第3子以降)：月額1万5000円
* 中学生(一律)：月額1万円
* 所得制限を超える場合(一律)：月額5000円
養育する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。
支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
申請に必要なものは、健康保険証(申請者と対象児童)、申請者名義の振込み先口座
要件により他に書類が必要

ひとり親関係助成制度
児童育成手当(育成手当)
対象：平成7年4月2日以降生まれ(平成25年度の場合)で、次の状態にある児童を扶養している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)
* 父か母が死亡した児童
* 父か母に重度の障がいのある児童
* 父か母が離婚した児童
* 父か母が生死不明の児童
* 父か母に1年以上遺棄されている児童
* 父か母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
* 父か母が法令により1年以上拘禁されている児童
* 婚姻によらないで生まれた児童
手当額：児童1人につき月額1万3500円
支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
ひとり親家庭等医療費助成制度
対象：児童育成手当(育成手当)の対象者と同じ(障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童の場合には20歳未満
対象児童が児童福祉施設に入所している場合を除く
内容：医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成(所得によっては一部負担金あり)
児童扶養手当
対象：平成7年4月2日以降生まれ(平成25年度の場合)か、障がいのある20歳未満で、次の状態にある児童(児童福祉施設に入所している場合を除く)を扶養している父、母か養育者(老齢福祉年金以外の年金を受給できる場合、児童が父か母に支給される年金の加算対象になつていない場合を除く)
* 父か母が死亡した児童
* 父か母に重度の障がいのある児童
* 父か母が離婚した児童
* 父か母が生死不明の児童
* 父か母に1年以上遺棄されている児童
* 父か母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
* 父か母が法令により1年以上拘禁されている児童
* 婚姻によらないで生まれた児童
手当額
* 全部支給：月額4万1430円
* 一部支給：月額4万1420円
* 9780円
* 2人目：月額5千円加算
* 3人目以降：月額3千円加算
所得により、支給停止になることがあります。
支給月：4月、8月、12月(前月分までをまとめて支給)
申請に必要なものは、健康保険証(申請者と対象児童)、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)、世帯全員の住民票の写し、障がいを証明する書類
要件により他に書類が必要

スポーツ祭東京2013

障がい児関係助成制度
児童育成手当(障害手当)
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合を除く)
* 「愛の手帳」1、2、3程度程度の児童
* 「身体障害者手帳」1、2級程度の児童
* 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童など
手当額：児童1人につき月額1万5500円
支給月：6月、10月、2月(前月分までをまとめて支給)
特別児童扶養手当
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方(児童福祉施設に入所している場合、児童の障がいを理由とする年金を受給している場合を除く)
* 「愛の手帳」1、2度と3度の一部の児童
* 「身体障害者手帳」1、2、3程度程度の児童
* 以上と同程度の疾病があるか身体が精神の障がいのある方
手当額
* 手当等級1級：月額5万4000円
* 手当等級2級：月額3万3570円
支給月：4月、8月、12月(前月分までをまとめて支給)
申請に必要なものは、申請者名義の振込み先口座、戸籍謄本(申請者と対象児童)、世帯全員の住民票の写し、障がいを証明する書類
要件により他に書類が必要

高年齢者のための法律相談会(予約制)



申請・問合せ 子育て支援課
子育て支援係、五日市出張所
市民総合窓口係(申請のみ)

毎月実施する市民相談でも相談を受け付けています。(日程は実施前月の15日号に掲載)
予約・問合せ 高齢者支援課
高齢者支援係

成年後見制度 専門相談会(予約制)

成年後見制度の利用を具体的に検討されている方などを対象に専門家(司法書士)による相談会を開催します。
日時 5月14日(火) 午後2時~4時(1人40分)
場所 あきる野市社会福祉協議会秋川事務所内相談室(秋川ふれあいセンター1階)
内容 成年後見制度や判断能力が不十分な方の権利擁護相談、福祉サービスの利用に際しての苦情・相談
対象者 市内在住のおおむね65歳以上の方、障がいをお持ちの方とその家族など

定員 3人(申込み順)
申込み方法 電話で申し込んでください。
5月以降の日程は、奇数月の第2火曜日となります。詳しくは、実施前月の1日号でお知らせします。
申込み・問合せ あきる野市社会福祉協議会権利擁護係
(533・3548)

5月5日(日)~11日(土)は 児童福祉週間です

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発を行っています。市民の皆さんもこの機会に、ぜひ、子どもの健やかな成長について考えてみましょう。
問合せ 子ども家庭支援センター

「川口土地区画整理事業」に係る計画段階環境配慮書の縦覧と意見募集について

八王子市川口地区に計画されている「川口土地区画整理事業」について、環境影響評価法の一部を改正する法律にあわせ、計画段階環境配慮書を公表し、環境の保全の見地から皆さんの意見を募集します。
縦覧の期間 5月7日(火)~6月6日(木)
縦覧場所と縦覧時間
生活環境課、五日市出張所

午前9時30分~午後4時30分(土曜・日曜日を除く)
中央図書館：午前10時~午後7時30分(金曜日を除く)
土曜・日曜日は午後5時30分まで
五日市図書館：午前10時~午後5時30分(月曜日を除く)
木曜日は午後7時30分まで
東部図書館エル：午前10時~午後5時30分(月曜日を除く)

水曜日は午後7時30分まで
東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課(都庁第二本庁舎8階)、東京都多摩環境事務所管理課(立川合同庁舎4階)：午前9時30分~午後4時30分(土曜・日曜日を除く)
八王子市環境部環境政策課

(八王子市役所2階)：午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜日は市役所B階守衛室)
あきる野市と八王子市、東京都、川口土地区画整理組合設立準備会のホームページでもご覧になれます。
意見の提出方法 6月6日(木)(必着)までに、事業の名称、氏名、住所と意見を記載し、持参するか送付、ファックス、メールで提出してください。
提出・問合せ 八王子市画整理室(〒192-8501八王子市元本郷町3-24) 042-620-7300、042-627-590、kawaguchi@city.hachioji.tokyo.jp